適格請求書発行事業者の登録申請書

	/ · 电	\、 Z受印	\ \ 1																					[1	1 /	²
令和	1 年	E)	月月	3	住所	又《		所	(〒 : ③ (法)					:す)												
(法人の 本 店 主たる							又	·) は 所	広島市安芸区矢野東一丁目1番40号																	
				申	<i>の</i>	所	在 在 i ナ)	地								(1	電話	番号	0	82	_	889	_	- 0	225	5)
							, , ,			736					-	.										
納税						税		地	丛島	市安	去区	(天	野果	_ J	日1官	篈4()号									
				請	(7	リメ	ヺ ナ)	,	-	-ムカンコ	ウ :	カフ゛:	シキカ゛	イシャ		(1	電話	番号	0	82		<u>889</u>		- 0	225	5)
					II. A	₩ 1	+ b		3																	
氏 名						X 1	ス 名	仦	רי	-д	. 佳兄 ブ	<u> </u>	休工	安仁	-											
				者	,		ゴ ナ)	ŀ	マツナカ	9,17	‡															
	海田				(法)代表			·) 名	松中	隆	明															
_	海田	税	务署長 屬	汉	法	人	番	号	3	2	4		0	0	0		1	(<u> </u>	2	4		3	6		8
	の申請 されま		記載した	こ次の	事項(€	印欄) は、	適相	各請求		- · 行事	業				_	∑h.	ると	とも		国利	 兑庁 >				
2	法人 (人格の		上団等を	を除く。 登録番									「の所	f 在 地	þ										
ま	た、常	用漢"	字等を値	b用し ³	て公表し	ますの	ので、「	申請	書に言	記載し	た	文字	· と //													
(平成2	8年法	律第1	5号)	求 書 発 第 5 条 得 税 法	の規定	主によ	るし) 上 征	後の?	肖費	税	法第	57条	<i>€</i> の.	2 貧	育 2	項の)規	定に	こよ	り申	請	しま	ミす	0
					日以前は							<i>a</i> [E		,			۰		- \				د باد	- -		
					期間の							も場	合(ま令を	和 5	牛	6 月	30	∃)	まて	312.	この	甲言	青 書	を	提出
					この	申請書	を提出、						当する	5事業	者の	区组	分に, 一		-		•	付し	てく	だる	さい	١,
事	業	者	区	分	1	t FZV A	3. m /b: a	D Tele ≅		果税事			セント	1.	+ +-	E.				業		a A h	- 14	Yhr	- 本	F & 424
							录要件 Ø 認」欄も																- 12、	火	果	- 5七 代
判定	により	課税事	(特定 兵業者と	なる場																						
このほ	申請書	を提出す	30日) すること き困難	ができ																						
			の困難																							
税	理	士	署	名	T14 TIT	 ±法人 +	. 長谷	}川 :	会計																	
176			18	711	17671											(1	電話	番号	0	82	_	272	_	- 5	868	3)
※ 税	整理番号				部門番号		申言	青年	月月	3			年	月		目	通	信	年	日 E	付 月		<u>印</u> 日 記	隺忍		
務署処	入力	. 処 ヨ	理	年	月	月	番号確認				身元確認		 □ 済 □ 未				個人和 その(— F,	/通知	カート	· 運	転免 計	File)		1
理欄	登 録	:番 :	寻 T	<u> </u>				<u> </u>	<u> </u>				- /1			<u> </u>							<u> </u>			

- 注意 1 記載要領等に留意の上、記載してください。
 - 2 税務署処理欄は、記載しないでください。
 - 3 この申請書を提出するときは、「適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)」を併せて提出してください。

この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)

[2/2]

			氏名又は名称	ドリーム観光	株式会社	:								
	該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付し記載してください。													
	□ 令和 5 年10月 1 日の属する課税期間中に登録を受け、所得税法等の一部を改正する法律 (平成28年法律第15号) 附則第44条第 4 項の規定の適用を受けようとする事業者 ※ 登録開始日から納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなります。													
事	個 人 番 号													
業	事生年月日(個			法人 事 業	年 度	月	Ħ							
者	* 人) 又は設立 内 年月日(法人)	年	月 日	のみ 記載 ***	至 金	月	日							
。 の	容等事業内容	容												
	事 未 門 谷			課程	- // •	の初	F F F F F F F F F F F F F F F F F F F							
確	□ 消費税課税事業者(選択)届出書を提出し、納税義務の免除の 規定の適用を受けないこととなる課税期間の初日から登録を受け													
認	ようとする事業者 令和 年 月 日													
登	課税事業者です。													
録	の確認」欄のいずれかの事業者に該当する場合は、「はい」を選択してくださ													
要件														
0	消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられたことはありません。 (「いいえ」の場合は、次の質問にも答えてください。) 🛛 はい 🗆 いいえ													
確	- その執行を終わり、又は韓		なくなった日から2	年を経過して		. П <i>к</i> у	いえ							
認	- います。 													
±														
参														
考														
<u>+</u>														
事														
項														